

**吹田市ホームページ管理システム更新等業務  
公募型プロポーザル募集要項**

令和3年6月21日  
吹田市 総務部 広報課

<b>第 1 業務概要</b> .....	<b>3</b>
1 業務名 .....	3
2 業務の概要 .....	3
3 業務内容及び要求仕様 .....	3
4 業務期間 .....	3
5 実施場所 .....	3
6 提案上限金額.....	3
7 募集要項の配布.....	4
8 提案募集事務局（提出・問い合わせ先） .....	4
9 スケジュール.....	4
<b>第 2 プロポーザルへの参加</b> .....	<b>4</b>
1 参加資格 .....	4
2 参加表明書の提出 .....	5
3 参加資格の通知.....	6
<b>第 3 質問の受付及び回答</b> .....	<b>6</b>
<b>第 4 提案書等の提出</b> .....	<b>6</b>
<b>第 5 提案の審査</b> .....	<b>8</b>
1 審査の概要 .....	8
2 一次審査 .....	8
3 二次審査 .....	8
4 審査・選定の方法 .....	9
5 選定結果の通知について.....	9
6 契約方法 .....	9
7 契約保証金 .....	10
8 選定結果の公表.....	10
9 提案者が 1 者又ははない場合.....	10
10 提案の無効に関する事項.....	10
11 失格に関する事項 .....	11
<b>第 6 その他</b> .....	<b>11</b>

## 第1 業務概要

### 1 業務名

吹田市ホームページ管理システム更新等業務（以下、「本業務」という。）

### 2 業務の概要

吹田市ウェブサイトは、平成 19 年度に現行の CMS を導入し、平成 27 年度に同システムのバージョンアップを実施し運用している。その間 ICT の急速な進展によりウェブサイトの重要性が増すとともに、サイトのユーザビリティ・アクセシビリティがより求められるようになったこと、災害時の情報発信手段としてウェブサイトの重要性が増していること、スマートフォン等さまざまな閲覧端末が出てきたこと等により、現在のシステムの仕組みでは対応が難しい多くの課題が発生している。

これらの課題に対し、閲覧者にとって必要な情報に辿り着きやすいよう、ページの分類や内容を見直し、ナビゲーションの最適化と検索機能の向上を図る。また、可能な限り CMS の機能により導線管理・ウェブアクセシビリティ規格に準拠したページ作成を可能にするとともに、職員のページの更新作業負担を軽減させる。

### 3 業務内容及び要求仕様

「基本仕様書」のとおり。

### 4 業務期間

契約締結日の日から令和 4 年 12 月 31 日まで。

リニューアル公開予定日は令和 4 年 10 月 1 日とし、公開日から 3 か月間は、職員からの問合せや CMS 設定の調整などの初期運用支援期間とする。

#### 【保守契約について】

※ リニューアル公開日から令和 5 年 3 月 31 日まで、別途、本業務受託者と運用・保守業務の随意契約を締結する。

※ また、令和 5 年 4 月 1 日から引き続き、本市の会計年度毎に本業務受託者との随意契約の締結を予定。

### 5 実施場所

吹田市役所

〒564-8550 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

ほか、本市が指定する場所

### 6 提案上限金額

#### (1) 構築業務上限額

36,102,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 契約金額の上限であり、この金額での契約を保証するものではない。ただし、見積書の

金額が上限額を超えた場合は、その者の提案は無効とする。

(2) 運用・保守業務上限予定額【参考】

年額 6,600,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 市議会での承認前の参考金額であり、この金額での契約を保証するものではなく、契約締結時に契約内容及び金額については別途交渉する。ただし、参考見積書の金額が上限予定額を超えた場合は、その者の提案は無効とする。

## 7 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和 3 年 6 月 21 日（月）午前 9 時から令和 3 年 7 月 5 日（月）午後 5 時 30 分まで

(2) 配布方法

吹田市ホームページ「プロポーザル案件情報」に公開する。

[https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-somu/keiyaku/\\_84358.html](https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-somu/keiyaku/_84358.html)

## 8 提案募集事務局（提出・問い合わせ先）

吹田市 総務部 広報課（担当者 守屋、山根、畑）

〒564-8550 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

電話番号： 06-6384-1276（直通） FAX 番号： 06-6384-7887

E-Mail： [hp\\_koho@city.suita.osaka.jp](mailto:hp_koho@city.suita.osaka.jp)

## 9 スケジュール

手続等	期限等
募集提案等の公表	令和 3 年 6 月 21 日
参加表明書の提出期間	令和 3 年 6 月 21 日～7 月 5 日
質問書の受付期間	令和 3 年 6 月 21 日～6 月 28 日
質問書に対する回答	令和 3 年 7 月 1 日
参加承認の通知	令和 3 年 7 月 7 日
提案書等の提出期間	令和 3 年 7 月 8 日～7 月 21 日
一次審査の結果通知	令和 3 年 8 月 10 日
二次審査（デモンストレーション）	令和 3 年 8 月 24 日
二次審査（プレゼンテーション）	令和 3 年 8 月 25 日
二次審査の結果通知	令和 3 年 9 月 2 日
契約	令和 3 年 10 月

## 第2 プロポーザルへの参加

### 1 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての条件を満たす者とする。

また、参加者は、契約候補者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 吹田市指名停止措置要領（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 吹田市公共工事等及び売り払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定を受けていること。
- (6) ISO27001 認証、JIS Q 27001 認証、プライバシーマークのいずれかを取得していること。
- (7) 公示日の前日から過去 4 年間の間に、官公庁（国、都道府県、人口概ね 10 万人以上の市または特別区）と直接契約し、本業務に類する業務を完了した実績を有する者

## 2 参加表明書の提出

### (1) 提出書類

- ア プロポーザル参加表明書（様式 1）
- イ 会社概要（様式 2）
- ウ 類似業務実績調書（様式 3）
- エ セキュリティ認証の写し
- オ 共同事業体構成表（様式 4）※
- カ 共同事業体委任状（様式 5）※

※共同事業体で提案する場合に提出すること

### (2) 提出場所

提案募集事務局まで提出

### (3) 提出期間

令和 3 年 6 月 21 日（月）から令和 3 年 7 月 5 日（月）まで  
上記期間の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで  
（ただし、土日祝日及び平日正午～午後 0 時 45 分を除く）

### (4) 提出方法

持参又は書留郵便によること。郵送の場合は提出期限必着。

### (5) 共同事業体で提案する場合

ア 複数業者で共同提案するときは、全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。また、代表者は「共同事業体構成表」（様式 4）を提出すること。

イ 代表者とならない提案者にあつては、代表者へ本業務に関する応募及び契約締結に関する一切の権限を委任している旨が記載されている「共同事業体委任状」(様式 5) を提出すること。

(6) その他

ア サイト分析のために Google アナリティクスの閲覧権限が必要な場合は、プロポーザル参加表明書等の提出後、提案募集事務局にその旨を電子メールで連絡すること。

イ 参加表明後に辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届(様式 6) を提出すること。

### 3 参加資格の通知

令和 3 年 7 月 7 日(水) 午後 5 時 30 分までに電子メールにより通知する。

また、参加資格がない旨を通知する者に対しては、その理由を付して通知する。

## 第3 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

提案募集事務局まで質問書(様式 7) を電子メールで提出する。

共同事業体での提案の場合、代表者が取りまとめて質問を行うものとする。

(2) 質問受付期間

令和 3 年 6 月 21 日(月) 午前 9 時から令和 3 年 6 月 28 日(月) 午後 5 時 30 分まで

(3) 質問に対する回答

回答は質問回答日に、吹田市広報課ホームページで公開する。

回答日：令和 3 年 7 月 1 日(木) 午後 5 時 30 分まで

## 第4 提案書等の提出

(1) 提出期間

令和 3 年 7 月 8 日(木) から令和 3 年 7 月 21 日(水) まで

上記期間の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

(ただし、土日祝日及び平日正午～午後 0 時 45 分を除く)

(2) 提出場所

提案募集事務局まで提出

(3) 提出方法

持参又は書留郵便によること。郵送の場合は提出期限必着。

(4) 提出書類

ア 提案書 計 20 部(社名等の記載のあるものを 6 部、記載のないものを 14 部)

イ デモンストレーション動画

※「(7) デモンストレーション動画について」に基づき作成すること。

ウ 見積書(様式 8)

- エ 体制図（様式 9）
- オ 業務従事者調書（様式 10）
- カ サーバースペックシート（様式 11）
- キ CMS 機能要件対応表（対応可否を記入済みのもの）
- ク 上記ア～キの電子データ

(5) 留意事項

- ア 提出書類の差し替えは認めない。
- イ 提出書類は非公開とする。
- ウ 提出書類は返却しない。

(6) 提案書について

「提案書作成要領」に基づき作成すること。

(7) デモンストレーション動画について

職員の操作性の確認のために、以下の内容を収録したデモンストレーション動画を提出すること。

ページ作成	1	新規ページ作成
	2	タイトル挿入
	3	見出しの設定
	4	文字の装飾
	5	リンクの設定（内部・外部）
	6	画像の挿入
	7	添付ファイルの挿入
	8	表の作成
	9	既存ページをコピーして作成
アクセシビリティチェック	10	チェック機能の動作・表示
ページ情報設定	11	表示カテゴリの設定（新着情報、インデックスページ）
公開フロー	12	承認申請
	13	承認作業
	14	公開予約機能

- ア 動画の時間は 20 分以内で、MP4 形式とする。
- イ CMS 画面を映し、どのような操作を行うか、操作に合わせて口頭で解説すること。
- ウ タイトルの挿入は不要。カット（トリミング）など映像の編集を行わずに、ワンカットで作成すること。なお、別途収録した解説音声の追加は可能とする。

(8) 見積書について

本業務にかかる費用総額を様式 8「見積書」に記載し、提出すること。加えて、その内訳が分かる明細書を添付すること（様式自由）。

## 第5 提案の審査

### 1 審査の概要

審査は、CMS 機能要件対応表、提案書等による書類審査（一次審査）と、デモンストレーション審査、プレゼンテーション審査及び価格審査（二次審査）からなり、本市が設置する「ホームページ管理システム更新等業務委託事業者プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により、「審査要領」に基づき実施される。

### 2 一次審査

#### (1) 書類審査

提出された提案書等について「審査要領」に基づき書類審査を実施し、得点の上位 3 者を二次審査の対象者として選定する。

選定結果については、一次審査を受けた提案者全てに対し、令和 3 年 8 月 10 日（火）午後 5 時 30 分までに電子メールにより通知する。

### 3 二次審査

#### (1) デモンストレーション審査

一次審査において得点の上位 3 者に選定された二次審査対象者を対象に、CMS の具体的な機能や操作性等の確認のため、選定委員会に設置する評価部会において、提案書に基づくデモンストレーション及び質疑応答を次のとおり実施する。

##### ア 実施日

令和 3 年 8 月 24 日（火）

※実施日時及び実施場所の詳細は、一次審査の結果とともに正式に通知する。

##### イ 時間配分

各者 55 分（デモンストレーション 30 分、質疑応答 25 分）

#### (2) プレゼンテーション審査

提案者の企画力や技術力、専門性、意欲や理解度などをより詳細に把握するため、選定委員会において、提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。

##### ア 実施日

令和 3 年 8 月 25 日（水）

※実施日時及び実施場所の詳細は、一次審査の結果とともに正式に通知する。

##### イ 時間配分

各者 55 分（プレゼンテーション 30 分、質疑応答 25 分）

#### (3) 価格審査

提出された「見積書（構築費用）」、「参考見積書（運用・保守費用）」について、「審査要領」に定める計算式に基づき、価格評価点を算出する。



#### 4 審査・選定の方法

選定委員会が、「審査要領」に基づき行う。また、審査にあたっては、提案事業者の商号又は名称、代表者氏名などを匿名とする。

##### (1) 評価部会による補助執行

選定委員会に設置する評価部会は、「審査要領」において評価部会を評価主体と指定した項目について、選定委員会の補助執行として採点を行う。

なお、評価部会は審査結果を選定委員会に報告し、選定委員会は当該報告を確認・評価し、承認することで自らの審査にかえることができるものとする。

##### (2) 最優秀提案者の決定方法

選定委員会の各委員が総合評価点（一次審査と二次審査の評価点の合計点）による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案者とする。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会委員による合議又は多数決により決定する。

ただし、評価点（全委員の採点結果の合計点）について、満点の5割以上を獲得している者であることとする。

#### 5 選定結果の通知について

(1) 選定結果については、二次審査を受けた提案者全てに対し、令和3年9月2日（木）午後5時30分までに電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行う。

(2) 契約候補者として決定されなかった参加者は、その理由について次の通り書面を提出することにより説明を求めることができる。

##### ア 提出期間

令和3年9月2日（木）から令和3年9月9日（木）まで

上記期間の午前9時から午後5時30分まで

（ただし、土日祝日及び平日正午～午後0時45分を除く）

##### イ 提出場所

吹田市総務部広報課

##### ウ 提出方法

任意の様式による書面を持参又は郵送等の方法により提出すること。持参以外の場合においては、提出期限必着とする。

#### 6 契約方法

審査の結果、最優秀提案者となった1者を契約候補者とし、随意契約交渉の上、契約締結を行う。ただし、事故等の特別な事由により、最優秀提案事業者との契約が不可能となった場合においては、次点の者から繰り上げて契約候補事業者とする。

業務委託料については、令和4年10月のリニューアル公開後、初期運用支援期間終了後検収を行い、一括で支払うものとする。

## 7 契約保証金

吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条第2項第2号の規定により、契約金額の100分の5以上とする。ただし、同規則第115条の規定に該当する場合は、免除することがある。

## 8 選定結果の公表

選定の手続や過程等の透明性を高めるため、契約候補者を決定し、契約を締結した後、次の内容を速やかに公表するものとする。

なお、本件の公表は、広報課、行政資料閲覧コーナー及び吹田市ホームページにおいて閲覧に供する方法により行うものとする。

- (1) 最優秀提案者（契約候補者）名並びにその提案金額と評価点
- (2) 全提案事業者の名称（申込順）（ただし、応募が2者の場合には公表しない。）
- (3) 全提案事業者の評価点及び順位付け（1位と順位付けした委員数の順。なお、選定事業者以外は記号（アルファベット）表示を行う。）
- (4) 審査項目・基準、配点
- (5) 選定委員会委員の役職名
- (6) 選定委員会の会議録の概要
- (7) その他、選定委員会委員長が必要と認める事項

## 9 提案者が1者又はない場合

提案者が1者であった場合において、審査を行った結果、全選定委員の総合評価点の平均点について、満点の5割以上を獲得していない場合は選定事業者はなしとする。提案者がない場合、本プロポーザルは取りやめとする。また、再募集については、選定委員会において検討を行うこととする。

## 10 提案の無効に関する事項

次に挙げる項目に一つでも該当するときは、その者を失格とする。

- (1) 契約候補者の選定時点において本要項の「第2-1 参加資格」の各号に掲げる資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に、提案書類を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (4) 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案したとき。
- (5) 「第1-6 提案上限金額」に定める金額を超えたとき。
- (6) 追加費用が発生する提案を行ったとき。
- (7) 2つ以上の提案書を提出したとき。

- (8) その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

## 11 失格に関する事項

提案者に次の行為があった場合は失格（選定対象からの除外）とするとともに指名停止の措置を講ずることとする。

- (1) 選定委員及び評価部会員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 第6 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、本要項、基本仕様書等を熟読し、順守すること。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げることや、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。
- (2) 本プロポーザルに参加する者は、契約候補者決定後において、本要項の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 提案に参加するために必要な費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提案、その他手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。